

(様式 3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	児童福祉施設（児童会館）の設置許可の取消し
根拠条例等の名称・根拠条項	児童福祉法第 58 条
所管部室課名	児童部 子育て政策室
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法第 58 条の規定による。・児童福祉施設（児童会館）の設置許可の取消し等について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（令和元年 7 月 31 日付厚生労働省令第 32 号）による。
最近改正年月日	令和 4 年 4 月 1 日